コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

Nippon Carbon Co.,Ltd.
最終更新日：2015年3月31日
日本カーボン株式会社
代表取締役社長 伊東　郁夫
問合せ先：経営管理本部　業務管理部
証券コード：5302
http://www.carbon.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の効率性、透明性を確保し、企業価値の向上を図ることをコーポレート・ガバナンスの基本方針、目的としており、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることにより、事業環境の急変に即応できる経営体制の構築を推進している。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新　10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	10,427,000	8.81
株式会社みずほ銀行	5,625,000	4.75
山内　正義	4,389,000	3.71
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	4,345,000	3.67
日本生命保険相互会社	3,792,000	3.21
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	2,766,000	2.34
住友商事株式会社	2,107,000	1.78
CBNY－GOVERNMENT OF　NORWAY	1,542,000	1.30
株式会社横浜銀行	1,319,000	1.12
日本カーボン共栄持株会	1,315,000	1.11

支配株主（親会社を除く）の有無　―――

親会社の有無　なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	ガラス・土石製品
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
高橋　明人	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高橋　明人	○	―――	弁護士として法律専門的見地ならびに経営に関する高い見識を有しており、また、数年にわたる当社の社外監査役としての実績があります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名

監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役監査については、常勤監査役2名（社外1名）、非常勤監査役1名（社外1名）の計3名で構成されており、監査役会で策定された監査の方針、監査計画に基づき監査役監査を実施しております。また、監査役は会計監査人から監査計画、監査体制の説明を受けるほか、実地棚卸等の立会や、会計監査結果報告等の受領と情報交換等を行う定例会合を実施し、会計監査人との連携を図っております。監査役は、取締役会その他重要会議に出席し、取締役からの聴取、重要な決裁書類の閲覧等により、取締役の意思決定、職務執行の適法性及び妥当性に関する監査を行っております。
内部監査については、経営トップの直属として内部監査室を設置し1名を配属させ、当社及びグループ会社の内部監査体制の充実を図っております。内部統制部門である倫理法令遵守統括室の定める内部統制システムの整備及び運用の方針や具体策をもとに、内部監査室は年間の監査計画を立案し、それに基づき、グループ内各組織の業務プロセスの適正性、財務報告の信頼性等の内部監査を実施しております。内部監査室は、監査の結果を監査対象部門に伝え改善状況を確認し、フォローアップ監査の結果を取締役会へ報告しております。内部監査室は、必要に応じて会計監査人と連携を行うとともに、監査役会においても、定例的に監査報告や情報交換を行い、実効性のある監査の実現に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
荒木　繁	他の会社の出身者													○
佐々木　光雄	他の会社の出身者													△

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
荒木　繁	○	取引金融機関の出身である。	当社の常識にとらわれない公平・中立な社外の目と、経験・経歴を生かした監査の目に基づく、執行体制のチェックを期待しております。 みずほ信託銀行株式会社において責任ある役職を歴任し、豊富な経験と幅広い見識を有しております。 みずほ信託銀行株式会社を退職後、みずほトラストオペレーションズ株式会社常務執行役員を経て、当社社外監査役に選任されております。 みずほ信託銀行株式会社は当社株式を1%程度保有しておりますが、主要株主には該当しておりません。 また、当社は当該銀行より借り入れを行っておりますが、借入総額の5%程度であり、かつ借入先11社中、借入残高は7位であるため、主要な取引先と判断しておりません。 以上より、一般株主と利益相反の生じるおそれ

			がないと判断し、独立役員として指定しております。
佐々木　光雄	○	子会社の顧問税理士を務めていた。	当社の常識にとらわれない公平・中立な社外の目と、経験・経歴を生かした監査の目に基づく、執行体制のチェックを期待しております。 公認会計士および税理士として豊富な経験と幅広い見識を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、その専門的見地からの企業経営全般に関し、適切に監査いただけるものと期待しております。 また、同氏は当社との顧問契約などはなく、経営陣との利害関係もないことから、高い独立性を有していると判断しております。 以上より、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新　　3 名

その他独立役員に関する事項

1. 監査役　荒木　　繁
2012年3月29日に就任している。
2. 取締役　高橋　明人
2012年3月29日に就任している。
3. 監査役　佐々木　光雄
2015年3月30日に就任している。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況　　業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績連動型報酬制度の評価指数は、売上高成長率・営業利益成長率・当期純利益および株価であります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況　　個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

役員報酬等の内容
1. 取締役及び監査役に支払った報酬
取締役　8名　157百万円
監査役（社外監査役を除く）　1名　11百万円
社外役員　2名　15百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無　　あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬は、役職に応じた基本報酬と賞与から構成されており、業績のほか当社の一定の基準に従い算出しております。
また、平成19年3月29日開催の定時株主総会において、取締役は年額300百万円、監査役は年額50百万円を限度とすることが定められております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】更新

社外取締役のサポート体制は、社内監査役と同様であり、独立したサポート部門は設置しておりませんが、監査業務に必要な場合は、内部監査室に所属する使用人に対し、必要な事項を命令することができるものとしております。
取締役及び使用人は、監査役会に対して取締役と監査役会との協議で決定する方法により、当社およびグループ会社に重要な影響を及ぼす事項を報告するものとしております。
ただし、これらの事項に関する重大な事実を発見した取締役及び使用人は、監査役に直接報告することができるものとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

1. 取締役及び取締役会
　当社の取締役は15名以内とする旨を定款で定めております。有価証券報告書提出日現在、取締役は8名であり、うち1名が社外取締役であります。
　取締役会は原則として月2回、また必要に応じて適宜開催され、経営の基本方針を決定するとともに、重要事項の報告を受けております。
2. 執行役員
　有価証券報告書提出日現在、執行役員は7名であります。執行役員は、取締役及び取締役会が決定する基本方針のもと、分掌する業務の責任を担い執行しております。
3. 監査役及び監査役会
　監査役は3名（常勤2名、非常勤1名）であり、うち2名（常勤1名、非常勤1名）が社外監査役であります。監査役は、会計監査人や内部監査室との相互連携により、監査実効性の充実を図っております。
4. 会計監査人
　会計監査人には有限責任監査法人トーマツを選任し、会計監査を受けております。同監査法人及びその業務執行社員等と当社の間には、特別の利害関係はありません。当事業年度は飯野健一氏及び山本哲生氏の2名が業務を執行し、公認会計士4名、会計士補等3名、その他3名が補助者として監査業務を実施しております。
　業務執行社員の継続関与年数については、同監査法人が法令等に準拠して定める内部規程によりローテーションが組まれており全員7年以内であります。監査報酬は公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬は34百万円であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役制度を採用しており、取締役会、監査役（会）、及び会計監査人を設置しております。
取締役会においては、意思決定と取締役の業務執行の監督を行っております。
業務執行を迅速かつ効率的に行うため、内部統制機能の充実、職務権限規定等の運用を行うことにより、その実効性を図っております。
また、コンプライアンスを含むリスク管理、経営の透明性確保や公正な情報開示等の取り組みを行っております。
これら取締役の職務の執行に当たり、監査役は監査機能を担い、取締役会と監査役（会）はひとつの枠組みの中でそれぞれの機能を果たすことでガバナンス体制が構築されており、充分に機能していると判断していることから、現状の体制を採用しております。
今後も引き続き、業務の効率性アップ、リスク管理の強化、経営の透明性確保に向け、ガバナンス体制の充実を図ってまいります。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第156回定時株主総会招集通知については、法定期日の5営業日前に発送しております。
招集通知（要約）の英文での提供	当社ホームページにて英文の招集通知（要約）を掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、四半期業績の概要、営業成績および財産の状況の推移を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IRに関しては、経営管理本部が担当しており、責任者は執行役員 業務管理部長 今井　浩二であります。	
その他	アナリスト・機関投資家の取材には、随時・個別に対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	PL管理規定、クレーム管理規定、環境管理規定などを制定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	主要工場において、ISO9001およびISO14001の認証を取得しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制を整備しております。
1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
文書規定に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下「文書等」）に記録し、保存しております。取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとしております。
2. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
危機の発生について全力を挙げてその予防を図ると共に、万一発生した危機に対しては、正確かつ迅速に、誠意を持って解決にあたり、会社の社会的信用の維持と損害の軽減に努めることを基本方針として、危機管理基本マニュアルを制定しております。
3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図っております。
(イ)取締役会は、取締役、社員が共有する全社的な中長期の目標を明確にし、その目標を具体化するため、毎期、事業部門毎の業績目標と研究開発や設備投資を含めた予算を設定し実施計画を策定しております。
(ロ)各事業部門を担当する取締役は、実施計画達成のための具体的施策や権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を構築しております。
(ハ)経営管理本部長は、月次の業績を迅速に管理会計としてデータ化し、取締役会で報告しております。
(ニ)各事業部門を担当する取締役は、目標との差異要因を分析して本部長会議で報告し、必要に応じ目標を修正しております。
(ホ)各事業部門を担当する取締役は、(ニ)の議論を踏まえ、各事業部門が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務遂行体制を改善しております。
4. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、当社及びグループ各社の取締役及び監査役ならびに使用人すべてを対象とし、倫理法令遵守の基準であり手引書ともなる「倫理法令遵守の基本方針」及び「日本カーボン行動基準」を制定し、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底しております。
また、その実現のため、以下の組織体制を確立しております。
(イ)社長を議長として、取締役及び監査役（オブザーバー）から成る、倫理法令遵守委員会を設置することで、倫理法令遵守関係の全てを統括、決定できる体制としております。
(ロ)倫理法令遵守委員会の下に、倫理法令遵守統括室を置き、事務局業務を含め一貫して取り扱う体制としております。
(ハ)倫理法令遵守統括室は、当社全部門及びグループ各社を直轄する体制としております。倫理法令遵守に関する事項につき社員からの報告、相談に対応する直通窓口を設置するとともに、疑義ある事項の調査、是正及び遵守状況のチェックを行い、倫理法令遵守委員会に報告しております。
(ニ)(ハ)における報告、相談を行った者がいかなる場合も不利益を被らないための運用マニュアルを設定しております。
5. 当該株式会社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社経営管理本部総合企画部をグループ各社全体の内部統制に関する担当部署とし、当社及びグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示事項の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制の構築を進めております。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役は、監査業務に必要な場合は、内部監査室に所属の使用人に対し、必要な事項を命令することが出来るものとしております。
7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役の指揮命令は受けないものとしております。
8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人は、監査役会に対して、取締役と監査役会との協議により決定する方法により、当社及びグループ会社に重要な影響を及ぼす事項を報告するものとしております。ただし、これらの事項に関する重大な事実を発見した取締役及び使用人は、監査役に直接報告することができるものとしております。
9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役会による、取締役及び重要な使用人からの個別ヒヤリングおよび監査役会と会計監査人の意見交換会を開催するものとしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「日本カーボン行動基準」において、反社会的勢力（反社会的な個人または団体）とは一切関わらず、民事介入暴力に対しては毅然とした態度で臨み、社員一人ひとりを孤立させず、組織的に対応し、また最大限、警察、法律家等の支援を得て対応する旨を定めております。
反社会的勢力からの不当要求があった場合には、「危機管理基本マニュアル」に則り、正確かつ迅速に解決に当たり、会社の社会的信用の維持と損害の軽減に努めます。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明 更新

1. 基本的な考え方
当社取締役会は、当社株券等の大量買付行為に関し、たとえそれが当社取締役会の賛同を得ないものであっても、会社の資産の効率的な運用につながり、企業価値の向上および会社の利益ひいては株主共同の利益の実現をもたらすものであれば、何ら否定されるべきものではないと考えます。しかし、このような株券等の大量買付行為の中には、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、専ら会社の株価を上昇させて株券等を高値で会社関係者等に引き取らせる目的で行う買付けなど、企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく損なうことが明白ないわゆる「濫用的買収」が存在する可能性があることは否定できません。
よって、当社株券等に対する大量買付行為が行われた際に、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主のために当該買付者に対する協議・交渉等を行うことを可能としたりすることにより、当社の企業価値の向上および株主共同の利益を実現するための合理的な枠組みとして、当社株券等の大量買付行為への対応策の導入が必要であると判断しました。
2. 当社株券等の大量買付行為への対応策の概要
大量買付者が、大量買付行為を行うにあたり、所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従わない大量買付行為がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権の無償割当ての方法により、当社取締役会が定める一定の日における株主に対して新株予約権を無償で割り当てるものです。また、会社法その他の法律および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には、当該その他の対抗措置が用いられることもあります。
この対抗措置の発動、不発動等の判断は当社取締役会が最終的な判断を行いますが、その判断の合理性および公正性を担保するために、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置します。当社取締役会が対抗措置の発動を判断するにあたっては、独立委員会の勧告を最大限尊重するものといたします。
大量買付行為への対応策は、平成27年3月30日開催の定時株主総会において承認され、その有効期間は、平成27年12月期に関する定時株主総会の終結の時までとしております。また、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会または取締役会において大量買付行為への対応策を廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとしております。以上により、本対応策は、株主の皆様の意向を反映し導入したものであります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 重要な決定事実、発生事実および決算に関する情報の把握
当社および当社グループに関する事項については、各担当部門（子会社を含む。）から「職務権限規定」に基づき、その重要性により取締役会または経営会議に議案が上程され、決議を行っております。
重要な決議案件の議案書は、各担当部門より経営管理本部総合企画部に提出され、総合企画部長は内容の確認を行い、業務管理部長が東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」に基づき、開示の必要性や開示の方法等を検討しております。
2. 情報の開示
適時開示の必要がある場合には、業務管理部長が必要に応じて会計監査人、顧問弁護士等と協議のうえ、適時開示書類を作成し、社長決裁を受けたのち、迅速に開示しております。

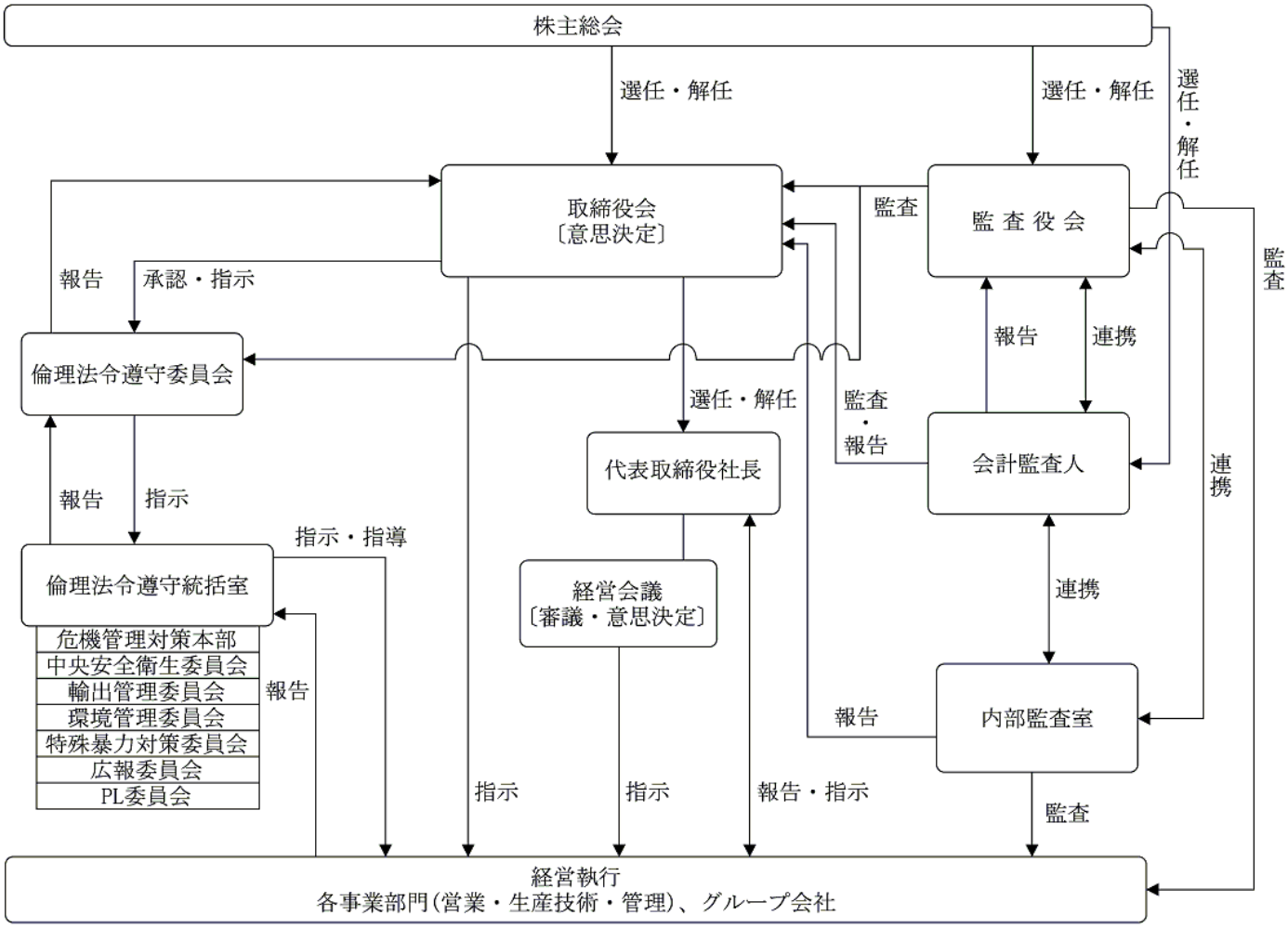
株主総会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
取締役会
〔意思決定〕
監査
監 査 役 会
監査
報告
承認・指示
報告
連携
倫理法令遵守委員会
選任・解任
監査
・
報告
代表取締役社長
会計監査人
連携
報告
指示
指示・指導
倫理法令遵守統括室
経営会議
〔審議・意思決定〕
連携
危機管理対策本部
中央安全衛生委員会
輸出管理委員会
環境管理委員会
特殊暴力対策委員会
広報委員会
PL委員会
報告
報告
内部監査室
指示
指示
報告・指示
監査
経営執行
各事業部門(営業・生産技術・管理)、グループ会社